

平成25年9月6日

踏切道の安全確保に関する行政評価・監視

〈調査結果に基づく改善通知に対する措置状況〉

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、踏切道の安全対策を図る観点から、平成24年12月から25年3月にかけて、東京都内及び埼玉県内540か所の踏切について実地に調査し、平成25年3月28日、関東運輸局及び関東地方整備局に対して改善意見を通知しました。これに対して、関東運輸局及び関東地方整備局から、改善事項についての回答がありましたので、お知らせします。

ポイント(当局の行政評価・監視を契機とする鉄道事業者の自主的な対応状況)

維持管理をさらに充実させる必要がある踏切道延べ225か所のうち、211か所（93.8%）については、遮断かんの調整、交換、反射剤の貼付、歩行者の通行の障害の解消などの措置を実施済（平成25年6月11日現在）



遮断かんの調整により遮断の状態が改善された例

〈本件照会先〉
総務省関東管区行政評価局
第二部第1評価監視官 藤原
電話：048-600-2329
FAX：048-600-2338

通知事項 1 踏切道及び踏切保安設備の安全対策

調査結果

《540か所の踏切を実地調査した結果、維持管理をさらに充実させる必要があるものが184か所（延べ225か所）》

- ① 踏切道の路面劣化などが認められるもの等(12か所)
- ② 踏切遮断機の遮断かんが
 - i) 遮断時に踏切道の幅員の一部を遮断する状態になっていないもの(30か所)
 - ii) 道路に接地しているなど、道路面上の0.8メートルの高さにおいて水平という標準と異なるもの(135か所)
 - iii) 黄色及び黒色の塗装が退色して、不鮮明なもの(9か所)
 - iv) 2個以上の赤色灯又は赤色の反射剤が設置されていないもの(14か所) (合計188か所)
- ③ 遮断機の非常ボタン操作案内板が未設置もしくは操作案内板の文字が退色しているもの(22か所)
- ④ その他、踏切道歩道内に遮断機が設置されており、歩行者の通行の支障となっているもの等(3か所)

なお、上記の踏切のうち、踏切利用者の安全が直ちにおびやかされるものは、認められない。

当局の通知事項

関東運輸局は、鉄道事業者に対し、今後も引き続き踏切道の保守点検及び維持管理をさらに適切に行うよう、機会をとらえて指導することが必要である。

関東運輸局の対応

- ① 鉄道事業者に対し、春秋の全国交通安全運動などの機会を捉えて、踏切道及び踏切保安設備の保守点検及び維持管理の適切な実施を指導しているところ。
今後も引き続き機会を捉えて指導する。
- ② 鉄道事業者に対し、踏切道の維持管理をさらに適切に行う観点から、文書で当局の通知内容を周知した。(平成25年4月26日)

当局の調査を契機とした鉄道事業者の自主的な対応状況

上記調査結果欄の延べ225か所のうち、②の188か所、③の22か所、④の1か所の踏切道については、遮断かんの調整、交換、反射剤の貼付、歩行者の通行の障害の解消などの措置を実施済(平成25年6月11日現在)

なお、①の12か所、④の2か所の踏切道については、予算措置の関係上、引き続き改善する方向で検討

通知事項 2 踏切道の改良対策

調査結果

《540か所の踏切を実地調査した結果、歩道を設置するなど 何らかの対策が望ましいと認められる踏切道が14か所あるが、対策を講じる予定は2か所のみ》

- 残り12か所はカラー舗装等の対策が講じられている箇所もあるが、歩道の設置又は拡幅について、事業の進展が確認できない状況
- この12か所の中には、踏切交通実態総点検で「歩道が狭隘な踏切道」として抽出したものが4か所、通学路に指定されているものが7か所(平成21年度踏切道実態調査結果)あり

当局の通知事項

関東地方整備局及び関東運輸局は、道路管理者及び鉄道事業者に対して、「踏切道調整連絡会議」等を活用して、さらなる指針^(注)の趣旨を徹底するなど、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう、引き続き連絡・調整することが必要である。

(注)指針とは「踏切道の拡幅に係る指針について」(平成13年10月1日付け国都街第66号、国道政第32号、国鉄施第92号)を示す

関東地方整備局の対応

指針に基づき「関東地区踏切道調整連絡会議」を設置し、鉄道事業者及び道路管理者の参画を得て、踏切道を含む道路の拡幅計画の報告、踏切道に係る諸問題の整理・調整を行い、踏切道の改良の促進を図ってきたところ。

平成25年度においても、同連絡会議の分科会(1都8県)を10月までに開催予定であり、改善通知事項の周知、通知された課題及び問題点についての意見交換を行い、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう引き続き連絡・調整に努めて行く。

関東運輸局の対応

① 踏切道の改良については、関東地方整備局と協力し、「踏切道調整連絡会議」を活用して、地域の実情に応じた踏切道の改良を計画的・重点的に促進するよう連絡・調整してきたところ。

今年度開催する同会議においても引き続き指針の趣旨を徹底するなど連絡・調整を図る。

② 鉄道事業者に対し、踏切道の拡幅等について道路管理者から鉄道事業者に対して協議の要請があった場合に引き続き適切に対応するとの観点から、文書で当局の通知内容を周知した。(平成25年4月26日)

通知事項 3 踏切道の事故防止対策

調査結果

《関東運輸局管内の踏切事故発生原因は、直前横断が約半数を占め、当局の現地調査時でも傾向を確認》

○ 踏切事故の原因別発生状況

平成15年度から23年度までの踏切事故をみると、その発生原因は、発生件数の約半数を直前横断が占め、落輪・停滞(踏切道内に閉じ込められること)等、側面衝撃等の順となっている。

○ 当局の実地調査の途上において、次のような、踏切道利用者の危険な行為が認められた。

- ① 降りている遮断かんをこじ開けて通行
- ② 警報機が鳴っているにもかかわらず、遮断かんを潜って(あるいは跨いで)通行
- ③ 車両通行による遮断かんの損傷あり

当局の通知事項

関東運輸局は、鉄道事業者に対し、今後も引き続き、踏切道利用者を対象として、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する啓発・広報活動を関係機関と協力して強力に推進するよう指導する必要がある。

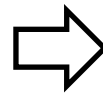
関東運輸局の対応

- ① 鉄道事業者に対し、春秋の全国交通安全運動などの機会を捉えて、踏切通行者等への踏切道の安全通行や踏切事故防止に関する啓発活動について指導を行っているところ。
今後も引き続き機会を捉えて指導する。
- ② 鉄道事業者に対し、引き続き踏切事故の防止を図る観点から、文書で当局の通知内容を周知した。(平成25年4月26日)

踏切道の安全確保に関する行政評価・監視

資 料 編

○ 遮断かんの調整により遮断の状態が改善された例



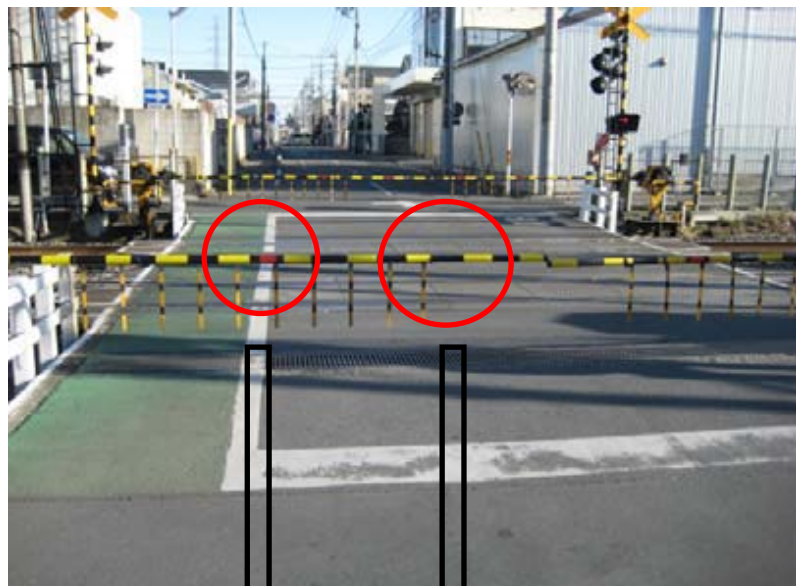
約 16cm のすき間があった状態をゼロにした。

○ 遮断かんの調整により遮断かんの高さが改善された例



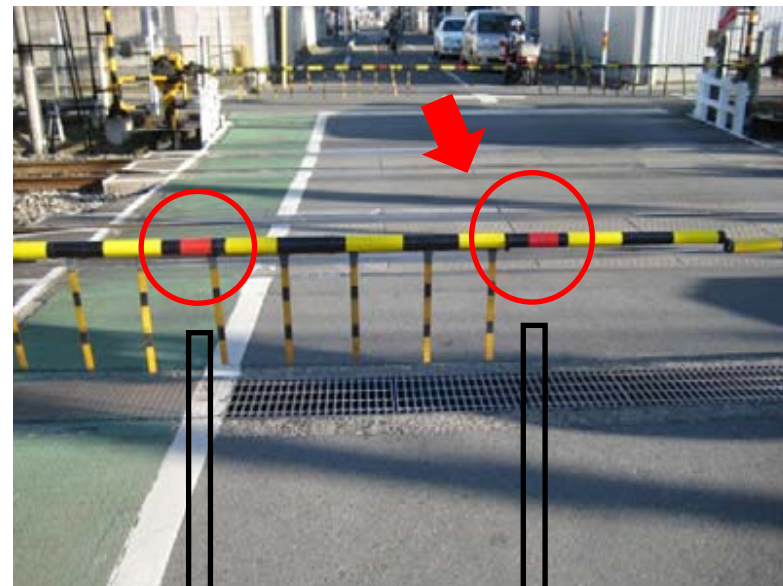
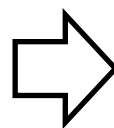
遮断かんの高さが標準とされる 80cm より低かった状態から高さを調整して 12cm 高くした。

○ 遮断かんに反射剤を設置して改善された例



反射剤あり

反射剤なし



反射剤あり

反射剤あり

遮断かんには、2個以上の反射剤を設置することとなっているものの、1個の設置であった状態を解消した。